

仕事と家庭の両立支援制度に関する助成金のご案内

平成 23 年 9 月から次のとおり助成金が変わりました！

中小企業両立支援助成金

初めて育児休業終了者（平成 23 年 9 月 30 日までに終了）が出た場合

中小企業子育て支援助成金

平成 18 年 4 月 1 日以後、初めて育児休業取得者が出るなど一定の要件を満たした労働者数 100 人以下の中小企業に支給（平成 23 年 9 月 30 日までに育児休業が終了した労働者が対象）。

	支給額
1 人目	70 万円
2～5 人目	50 万円

育児休業者の代替社員を雇用した場合

代替要員確保コース※

育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた労働者数 300 人以下の企業に支給。

支給対象労働者 1 人当たり（最初の支給対象労働者が生じた日の翌日から 5 年間、1 企業あたり 1 年度 10 人まで）	15 万円
---	-------

初めて育児休業終了者（平成 23 年 10 月 1 日以後に終了）が出た場合

継続就業支援コース

平成 23 年 10 月 1 日以後に育児休業終了者が初めて出たなど一定の要件を満たした労働者数 100 人以下の中小企業に支給。

	支給額
1 人目	40 万円
2～5 人目まで	15 万円

育児・介護休業者に教育訓練をした場合

休業中能力アップコース※

育児・介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、能力の開発・向上を図るため、在宅講習、職場環境適応講習、職場復帰直前講習、職場復帰直後講習の中から 1 つ以上の措置を実施した労働者数 300 人以下の企業・事業主団体に支給。

支給限度額	
（最初の支給対象労働者が生じた日の翌日から 5 年間、1 企業あたり 1 年度 20 人まで）	21 万円

両立支援助成金

事業所内に保育施設を設置・運営した場合

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内等に設置、増築等を行う企業・事業主団体に費用の一部を助成。また保育遊具等購入費用の一部についても助成。

	助成率
設置費	大企業 1/2、中小企業 2/3
増築費	1/2
運営費	1～5 年目：大企業 1/2、中小企業 2/3 6～10 年目：1/3
保育遊具等購入費	10 万円を控除した額

初めて育児短時間勤務の利用者が 出た場合

子育て期短時間勤務支援助成金※

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた企業に支給。

企業規模	1 人目	2 人目以降
100 人以下	70 万円	50 万円
101～300 人	50 万円	40 万円
301 人以上	40 万円	10 万円

5 年間 1 企業あたり 10 人まで（100 人以下企業は 5 人まで）

※の助成金は平成 23 年 8 月 31 日まで（財）21 世紀職業財団において申請受付・支給を行っていましたが、9 月 1 日より内容を一部変更し労働局雇用均等室に引き継がれるものです。

○詳しい内容や支給要件は **岩手労働局雇用均等室** までお問合せください。

電話：019-604-3010